

令和4年7月22日

文化審議会の答申（重要無形文化財の指定及び保持者の認定等）

文化審議会（会長 佐藤 信）は、7月22日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり重要無形文化財の指定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、重要無形文化財の指定件数は75件、各個認定の保持者数は110名となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課長

鍋島 豊（内線 2884）

課長補佐

山田 隆志（内線 2933）

主任文化財調査官（芸能部門）

吉田 純子（内線 2866）

審議会係長

小林 朝子（内線 2887）

電話：03-5253-4111（代表）

I. 答申内容

(別紙)

(1) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定 (各個認定)

年齢は令和4年7月22日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名 (芸名)	生年月日 (年齢)	住 所
(芸能の部)			
しゃくはち 尺八	のむら まさや 野村 正也 のむら ほうざん (野村 峰山)	昭和32年7月12日 (満65歳)	愛知県名古屋市
ぎだゆうぶししやみせん 義太夫節三味線	たちばな まゆこ 立花 繭子 つるざわ つがじゆ (鶴澤 津賀寿)	昭和32年8月12日 (満64歳)	東京都目黒区

(2) 重要無形文化財の保持者の追加認定 (各個認定)

年齢は令和4年7月22日現在

重要無形文化財	保 持 者		
名 称	氏名 (芸名)	生年月日 (年齢)	住 所
(芸能の部)			
のう かた 能シテ方	おおつぼ きんじ 大坪 近司 おおつぼ きみお (大坪 喜美雄)	昭和22年5月30日 (満75歳)	神奈川県横浜市
かぶきたちやく 歌舞伎立役	かわむら としゆき 河村 順之 なかむら ばいぎよく (中村 梅玉)	昭和21年8月2日 (満75歳)	東京都中央区
ながうたうた 長唄唄	いしかわ こういち 石川 公一 きねや どうせい (杵屋 東成)	昭和24年4月24日 (満73歳)	大阪府大阪市

(3) 重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定（総合認定）

年齢は令和4年7月22日現在

重要無形文化財			保 持 者			
名 称	保持者及びその代表者の氏名	所属する機関又は団体	氏 名	芸 名	生年月日 (年齢)	住 所
雅楽 がく	管内庁式部職楽部部員 代表者 多 忠輝	東京都千代田区 千代田1-1 管内庁式部職楽部	東儀 季辰		平成12年 12月6日 (満21歳)	東京都
組踊 くみおどり	一般社団法人 伝統組踊保存会会員 代表者 山城 暁	沖縄県浦添市勢理 客4-14-1 国立劇場おきなわ 内 一般社団法人 伝統組踊保存会	(立方4名)			
			金城 陽一		昭和33年 8月4日 (満63歳)	沖縄県
			嶋袋 邦彦	親泊 久玄	昭和43年 10月22日 (満53歳)	沖縄県
			石川 直也		昭和48年 8月1日 (満48歳)	沖縄県
			宇座 仁一		昭和50年 8月5日 (満46歳)	沖縄県
			(歌三線4名)			
			池原 憲彦		昭和24年 4月25日 (満73歳)	沖縄県
			仲宗根 盛次		昭和25年 8月31日 (満71歳)	沖縄県
			稲嶺 盛律		昭和29年 1月20日 (満68歳)	沖縄県
			島袋 功		昭和30年 10月11日 (満66歳)	沖縄県
			(箏1名)			
			野里 葉子		昭和16年 8月5日 (満80歳)	沖縄県
			(太鼓1名)			
金城 盛松		昭和38年 7月10日 (満59歳)	沖縄県			

			(笛1名)			
			宮城 英夫		昭和26年 2月3日 (満71歳)	沖縄県
			(胡弓1名)			
			相壁 信義		昭和22年 12月22日 (満74歳)	沖縄県
義太夫節	義太夫節保存会会員 代表者 上田 悦子 (竹本 駒之助)	東京都中央区日本 橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル210 号 義太夫節保存会	(三味線2名)			
			渡邊 智子	鶴澤 津賀榮	昭和36年 8月2日 (満60歳)	東京都
			木田 朱美	鶴澤 友吉	昭和48年 9月2日 (満48歳)	兵庫県
琉球 舞踊	琉球舞踊保存会会員 代表者 徳村 正吉 (宮城 能鳳)	沖縄県島尻郡与那 原町板良敷616-4 琉球舞踊保存会	(舞踊12名)			
			石川 多津子	山田 多津子	昭和15年 9月10日 (満81歳)	沖縄県
			金城 清一		昭和16年 4月20日 (満81歳)	沖縄県
			玉橋 結子	眞境名 結子	昭和16年 11月3日 (満80歳)	沖縄県
			山城 洋子		昭和17年 12月20日 (満79歳)	沖縄県
			玉城 千枝子	玉城 千枝	昭和22年 7月7日 (満75歳)	沖縄県
			漢那 七子		昭和24年 11月26日 (満72歳)	北海道
			比嘉 早苗		昭和26年 1月24日 (満71歳)	沖縄県
			根路銘 広美		昭和29年 12月5日 (満67歳)	沖縄県
			仲宗根 美智子	前川 美智子	昭和30年 5月4日 (満67歳)	沖縄県
			嶺井 清美		昭和30年 6月1日 (満67歳)	沖縄県

			安座間 明美 あざま けいみ		昭和 35 年 8 月 6 日 (満 61 歳)	沖縄県
			皆川 律子 みなかわ りつこ		昭和 36 年 7 月 25 日 (満 60 歳)	沖縄県
		(歌三線 11 名)				
			砂辺 孝真 すなべ こうしん		昭和 22 年 2 月 20 日 (満 75 歳)	沖縄県
			崎濱 秀光 さきはま ひであつ		昭和 23 年 3 月 15 日 (満 74 歳)	沖縄県
			池原 憲彦 いけはら のりひこ		昭和 24 年 4 月 25 日 (満 73 歳)	沖縄県
			仲宗根 盛次 なかそね せいじ		昭和 25 年 8 月 31 日 (満 71 歳)	沖縄県
			宮城 武禎 みやぎ たけひさ		昭和 26 年 6 月 12 日 (満 71 歳)	沖縄県
			上原 伸浩 うえはら のぶひろ		昭和 26 年 7 月 6 日 (満 71 歳)	沖縄県
			比嘉 康春 ひが やすはる		昭和 28 年 5 月 24 日 (満 69 歳)	沖縄県
			中村 昌光 なかむら まさみつ		昭和 30 年 12 月 22 日 (満 66 歳)	沖縄県
			照喜名 朝国 てるきな ともくに	照喜名 朝国 てるきな ともくに	昭和 47 年 1 月 5 日 (満 50 歳)	沖縄県
			花城 英樹 はなしろ ひでき		昭和 48 年 4 月 11 日 (満 49 歳)	沖縄県
			山内 昌也 やまうち まさや		昭和 48 年 12 月 30 日 (満 48 歳)	沖縄県
		(箏 4 名)				
			野里 葉子 のざと とうこ		昭和 16 年 8 月 5 日 (満 80 歳)	沖縄県
			比嘉 淳江 ひが じゅんえ		昭和 24 年 1 月 31 日 (満 73 歳)	沖縄県

			宮城 秀子 みやまき ひでこ		昭和 25 年 7 月 15 日 (満 72 歳)	沖縄県
			屋嘉比 桂子 やかひ けいこ		昭和 27 年 6 月 10 日 (満 70 歳)	沖縄県
		(笛2名)				
			知念 久光 ちねん ひさみつ		昭和 24 年 2 月 15 日 (満 73 歳)	沖縄県
			宮城 英夫 みやまき ひでお		昭和 26 年 2 月 3 日 (満 71 歳)	沖縄県
		(胡弓2名)				
			崎原 盛勇 さきはら せいゆう		昭和 22 年 10 月 1 日 (満 74 歳)	沖縄県
			川平 賀道 かわひら かげみち		昭和 27 年 1 月 10 日 (満 70 歳)	沖縄県
		(太鼓1名)				
			國場 秀治 くにば ひでおる		昭和 33 年 11 月 6 日 (満 63 歳)	沖縄県

II. 解説

〔（１）重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）〕

（芸能の部）

1 尺八 しゃくはち 野村 のむら 正也 まさや（芸名 野村 のむら 峰山 ほうざん）

「尺八」は、昭和 57 年 4 月 20 日に重要無形文化財に指定されたが、平成 30 年 8 月 21 日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、野村氏をその保持者として認定するものである。



野村 正也氏



（演奏中の野村氏）

（１）重要無形文化財の指定について

① 名称 尺八 しゃくはち

② 重要無形文化財の概要

尺八は竹製縦吹きの管楽器の一種で、雅楽に使用した「古代尺八」、一般的な尺八より短く、近世に流行した「一節切」ひとよぎり、普化宗ふけしゅうで用いた「普化尺八」、さらに普化尺八を基にした「新尺八」などがある。古代尺八や一節切による演奏伝承は途絶えたが、江戸時代に普化宗の法器として普化僧こむそう（虚無僧）によって演奏された普化尺八は、江戸時代中期に初世黒澤琴古くろさわきんこによって集成され、これが琴古流の系統となった。

江戸時代には尺八を一般には奏することが出来なかったが、明治 4 年に普化宗が

廃されて後は、広く人々によって愛好されようになり、洗練された。息遣い、指遣い、首の操作などによって様々な音色、音の強弱や揺れなどを作り出し、精神性をも感じさせる表現を創出する。尺八本曲の演奏に加え、箏や三絃との合奏も行われ、日本伝統音楽の一つとして特色を発揮している。流派には、^{きんこ}琴古流や^{とざん}都山流をはじめ、上田流、^{ちくほ}竹保流などがある。

以上のように、尺八は、芸術上特に価値が高く、我が国の音楽史上特に重要な地位を占めるものである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 ^{のむら まさや}野村 正也 (芸名 ^{のむら ほうざん}野村 峰山)

生年月日 昭和 32 年 7 月 12 日 (満 65 歳)

住 所 愛知県名古屋市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な尺八の演奏技法を高度に体現する演奏家として活躍し、卓越した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、尺八愛好家であった父の手ほどきで尺八を学び始め、ほどなく^{すずきおうざん}鈴木鷺山や^{さかこうざん}坂鋼山の指導を受け、高校在学中に第 1 回^{とざん}都山流尺八本曲コンクール全国大会で金賞を受賞するなど、早くから頭角を現した。NHK邦楽技能者育成会第 22 期生としても研鑽を積んだ同人は、以後、本格的に^{とざん}都山流尺八演奏家としての道を志し、^{やまもとほうざん}初世山本邦山 (平成 14 年重要無形文化財「尺八」(各個認定) 保持者) にも師事して更に技芸を磨いた。昭和 52 年、都山流尺八師範検定試験を首席登第、同 59 年には大師範、平成 8 年には^{ちくりんけん}竹琳軒大師範を受け、都山流尺八の演奏技法を高度に体現する演奏家の一人として、斯界において重要な位置を占め、活躍している。

同人は、都山流尺八本曲の独奏や合奏をはじめ、箏、三絃とのいわゆる三曲合奏でも優れた演奏成果を示している。とりわけ^{なかおとざん}初世中尾都山による都山流本曲について、楽譜や口伝に基づく入念な演奏解釈を行い、曲の成立背景をも踏まえた演奏は高く評価されている。また作曲にも力量を発揮し、多くの作品を世に出している。

後進の育成にも尽力しており、主宰する峰山会で一門を指導するほか、公益財団法人都山流尺八楽会主催の研修会等で演奏家の育成に当たり、愛知県立芸術大学や東京藝術大学、名古屋芸術大学において非常勤講師を務めている。

以上のように、同人は尺八の技法を正しく体得し、かつ、これに精通するととも

に、その技法を高度に体现している。

④ 保持者の略歴

- 昭和 42 年 父の手ほどきで尺八を学び始める
同 44 年 ^{すずきおうざん}鈴木鶯山に師事
同 47 年 ^{さかこうざん}坂鋼山に師事
同 50 年 第 1 回都山流尺八本曲コンクール全国大会金賞
同 52 年 NHK 邦楽技能者育成会 22 期生修了
同 52 年 ^{やまもとほうざん}初世山本邦山に師事
同 52 年 都山流尺八師範検定試験首席登第
同 59 年 都山流尺八大師範
平成 4 年 第 18 回都山流尺八本曲コンクール全国大会文部大臣奨励賞
同 7 年 平成 6 年度（第 49 回）文化庁芸術祭音楽部門芸術祭賞
同 8 年 都山流尺八^{ちくりんけん}竹琳軒大師範
同 17 年 愛知県立芸術大学音楽学部非常勤講師（現在に至る）
同 27 年 平成 26 年度（第 69 回）文化庁芸術祭レコード部門優秀賞
同 28 年 東京藝術大学音楽学部非常勤講師（同 30 年まで）
同 30 年 名古屋芸術大学芸術学部非常勤講師（現在に至る）
令和 2 年 令和元年度（第 70 回）芸術選奨音楽部門文部科学大臣賞
同 2 年 東京藝術大学音楽学部非常勤講師（同 4 年まで）
同 4 年 一般社団法人日本尺八演奏家ネットワーク代表理事（現在に至る）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

^{のうとみ やすじ}納富 安治 (芸名 ^{のうとみ じゅうどう}納富 寿童)

(昭和 42 年 4 月 10 日指定・認定～同 51 年 2 月 24 日指定・認定解除)

^{やまぐち ごろう}山口 五郎

(平成 4 年 5 月 15 日認定～同 11 年 1 月 3 日認定解除)

^{しまばら しげぞう}島原 重蔵 (芸名 ^{しまばら ほんざん}四世 島原 帆山)

(昭和 57 年 4 月 20 日指定・認定～平成 13 年 12 月 15 日認定解除)

^{やまもと やすまさ}山本 泰正 (芸名 ^{やまもと ほうざん}山本 邦山)

(平成 14 年 7 月 8 日認定～同 26 年 2 月 10 日認定解除)

^{あおき しずお}青木 静夫 (芸名 ^{あおき れいおう}青木 鈴翁)

(平成 11 年 6 月 21 日認定～同 30 年 8 月 21 日指定・認定解除)

2 義太夫節三味線 立花 繭子 (芸名 鶴澤 津賀寿)

「義太夫節三味線」は、平成10年6月8日に重要無形文化財に指定されたが、平成28年12月13日、保持者の逝去により指定が解除された。今回、改めて指定するとともに、立花氏をその保持者として認定するものである。



立花 繭子氏 (撮影：山之上雅信)



(演奏中の立花氏 (撮影：山之上雅信))

(1) 重要無形文化財の指定について

① 名称

義太夫節三味線

② 重要無形文化財の概要

義太夫節は、語り物の三味線音楽である浄瑠璃の一つで、浄瑠璃を語る太夫と三味線の演奏で構成される。17世紀後半に竹本義太夫によって創始され、主として人形浄瑠璃の音楽として用いられるが、その優れた表現力から人形浄瑠璃を離れて純粹の音楽としても盛んに演奏されるようになった。

義太夫節三味線は、太棹の三味線を用いた低音に特色があり、重厚かつ迫力ある演奏で、浄瑠璃を語る太夫とともに義太夫節を構成する重要な役割を持つ。また、絃の音色と抑揚、緩急によって、浄瑠璃の詞章に表れた情景や登場人物の心情等の繊細な表現も要求される、極めて高度な技法である。

以上のように、義太夫節三味線は、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占め、義太夫節を成立させる上で欠くことができないものである。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 たちばな まゆこ 立花 繭子 (芸名 つるざわ つがじゆ 鶴澤 津賀寿)
生年月日 昭和 32 年 8 月 12 日 (満 64 歳)
住所 東京都目黒区

② 保持者の特徴

同人は、義太夫節三味線の伝統的技法を高度に体現し、斯界を代表する三味線方の一人として活躍し、重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和 32 年に東京都に生まれ、同 59 年、たけもとこまのすけ 竹本駒之助 (平成 11 年重要無形文化財「義太夫節浄瑠璃」(各個認定) 保持者) に師事し、師の薦めで三味線弾きを志すこととなり、三味線はのざわきんし 四世野澤錦糸 (昭和 63 年重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽三味線」(各個認定) 保持者) に師事した。昭和 61 年、竹本駒之助の義母・さんしやう 鶴澤三生の幼名津賀寿を名乗り初舞台を踏み、じゆうてる 鶴澤重輝の預かり弟子となった。平成 6 年からは師である竹本駒之助の相三味線を務め、更に技芸を磨き、同 21 年には重要無形文化財「義太夫節」(総合認定) 保持者に認定された。

同人は、作品の内容を十分に理解した優れた演奏によって、太夫の語りを引き立て、舞台成果に大きく貢献してきた。さらに、「津賀寿の会」を開催するなど、技芸の一層の錬磨に励み、斯界を代表する三味線方の一人として活躍しており、こうした同人の活動成果に対しては多くの賞が贈られている。

また、同人は、後進の指導にも尽力し、国立劇場伝統芸能伝承者養成「歌舞伎音楽(竹本)」研修の講師を務めるほか、一般社団法人義太夫協会理事、義太夫節保存会理事などの斯界の要職を歴任しており、義太夫節の振興にも貢献している。

以上のように、同人は、義太夫節三味線の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

昭和 59 年 たけもとこまのすけ 竹本駒之助、のざわきんし 四世野澤錦糸に師事
同 61 年 じゆうてる 鶴澤津賀寿と名乗り初舞台、鶴澤重輝の預かり弟子となる
平成 7 年 勉強会「ひこばえ」(同 12 年まで)
社団法人義太夫協会(現 一般社団法人義太夫協会) 理事

(現在に至る)

- 平成7年 第11回豊澤仙廣賞^{せんひろ}
- 同 9年 平成8年度（第47回）芸術選奨文部大臣新人賞
第11回清栄会奨励賞
- 同 12年 第4回日本伝統文化振興財団賞
- 同 21年 国立劇場伝統芸能伝承者養成「歌舞伎音楽（竹本）」研修講師
（現在に至る）
- 重要無形文化財「義太夫節」（総合認定）保持者
- 同 27年 義太夫節保存会理事（現在に至る）
- 同 28年 「津賀寿の会」（以後、不定期開催）
- 令和元年 第7回中島勝祐創作賞
- 同 4年 第52回ENEOS音楽賞（邦楽部門）

（3）備考

同分野の既認定者

（死亡解除）

宮崎 君子^{みやざき きみこ}（雅号 鶴澤 友路^{つるざわ ともじ}）

（平成10年6月8日指定・認定～平成28年12月13日指定・認定解除）

〔（２）重要無形文化財の保持者の追加認定（各個認定）〕

（芸能の部）

1 ^{のう}能^{かた}シテ方 ^{おおつぼ}大坪 ^{きんじ}近司（芸名 ^{おおつぼ}大坪 ^{きみお}喜美雄）

「^{のう}能^{かた}シテ方」は、昭和 30 年 2 月 15 日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として^{ともえだあきよ}友枝昭世氏、^{うめわかよしまさ}梅若善政（芸名 ^{うめわかろうせつ}梅若桜雪）氏、^{おおつきぶんぞう}大槻文藏氏が認定されている。現保持者に加えて、大坪氏を保持者として「追加認定」するものである。



^{おおつぼ}大坪 ^{きんじ}近司氏



（演技中の大坪氏（撮影：岩田アキラ））

（１）重要無形文化財「能シテ方」について

能は、14 世紀後半から 15 世紀にかけて、^{かんあみ}観阿弥、^{ぜあみ}世阿弥等によって大成された仮面を用いる^{がくげき}楽劇である。極度に簡素化された様式のなか、人間の思想、感情の機微を繊細な感覚をもって表現する技術、形式を今日に継承し、また後続の諸芸能の発展の基礎をつくった点においても重要なものである。

能シテ方は、ワキ方、囃子方、狂言方とともに能を成立させる技法で、シテ、ツレ等の曲中の人物を演じるほか、^{じうたい}地謡、^{こうけん}後見なども担当する。能はシテ方による^{うたい}謡や舞を中心に構成された芸能であり、能シテ方は能を成立させるために不可欠な技法であるとともに、芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占めるものである。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 ^{おおつぼ}大坪 ^{きんじ}近司（芸名 ^{おおつぼ}大坪 ^{きみお}喜美雄）

生年月日 昭和 22 年 5 月 30 日（満 75 歳）

住 所 神奈川県横浜市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的なシテ方宝生流^{ほうしょうりゅう}の技法を高度に体現し、地謡や後見での力量も含め評価が高く、現在の宝生流を代表する能楽師の一人として重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和34年に宝生英雄^{ほうしょうふさお}（後の十八世宝生宗家）に師事し、翌35年には「鞍馬天狗^{くらまてんぐ}」の子方^{こかた}（花見）で初舞台を踏んだ。昭和39年にシテ方宝生流大坪十喜雄^{おおつぼとき}の養嗣子となり、当時の宝生宗家十七世宝生九郎^{くろう}にも師事して更なる研鑽を積む。昭和46年「胡蝶^{こちょう}」で初シテを務め、その後も同51年に「石橋^{しやつきょう}」、同57年に「道成寺^{どうじょうじ}」を披くなど、着実に芸歴を重ねた同人は、古稀以降も平成29年「鸚鵡小町^{おうむこまち}」、令和元年「卒都婆小町^{そとばこまち}」など流儀の重要曲を多く務め、現在に至っている。

能シテ方五流の中でも、宝生流は特に滋味深く繊細な謡を特徴とする。こうした宝生流の伝統的技法を高度に体現し、かつ端正な舞とともに各曲の曲趣を的確に表現する同人の舞台は高い評価を得ている。また同人は自主公演「大坪喜美雄の会」を開催するなど意欲的な活動を継続するほか、これまで長年にわたり後進の育成にも尽力している。

以上のように、同人は、能シテ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通していると同時に、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

- 昭和34年 宝生英雄^{ほうしょうふさお}に師事
- 同 35年 「鞍馬天狗^{くらまてんぐ}」の子方^{こかた}（花見）で初舞台
- 同 39年 シテ方宝生流大坪十喜雄^{と き お}の養嗣子となる
- 同 45年 東京藝術大学音楽学部邦楽科能楽専攻卒業
- 同 46年 「胡蝶^{こちょう}」で初シテ
- 同 51年 「石橋^{しやつきょう}」を披く
- 同 57年 「道成寺^{どうじょうじ}」を披く
- 同 59年 「乱^{みだれ}」を披く
- 平成3年 重要無形文化財「能楽」（総合認定）保持者
- 同 7年 「翁^{おきな}」を披く
- 同 11年 国立劇場伝統芸能伝承者養成「能楽（三役）」研修講師（同25年まで）
- 同 23年 第32回観世寿夫記念法政大学能楽賞
- 同 29年 第1回「大坪喜美雄の会」にて「鸚鵡小町^{おうむこまち}」を披く
- 同 30年 公益社団法人宝生会理事（現在に至る）
- 令和元年 「卒都婆小町^{そとばこまち}」を披く

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

十四世 喜多 六平太

(昭和30年2月15日指定・認定～同46年1月11日認定解除)

豊島 彌平 (芸名 豊嶋 彌左衛門)

(昭和52年4月25日認定～同53年1月3日認定解除)

桜間 道雄

(昭和45年4月25日認定～同58年5月27日認定解除)

高橋 進

(昭和53年4月26日認定～同59年10月19日認定解除)

近藤 乾三

(昭和41年4月25日認定～同63年10月1日認定解除)

後藤 得三

(昭和45年4月25日認定～平成3年7月22日認定解除)

観世 静夫 (芸名 観世 鍊之 丞)

(平成7年5月31日認定～同12年7月3日認定解除)

松本 惠雄

(平成3年4月19日認定～同15年2月5日認定解除)

栗谷 菊生

(平成8年5月10日認定～同18年10月11日認定解除)

片山 博太郎 (芸名 片山 幽雪)

(平成13年7月12日認定～同27年1月13日認定解除)

三川 泉

(平成15年7月10日認定～同28年2月13日認定解除)

野村 四郎 (芸名 野村 幻雪)

(平成28年9月30日認定～令和3年8月21日認定解除)

(現保持者)

友枝 昭世

(平成20年9月11日認定)

梅若 善政 (芸名 梅若 桜雪)

(平成26年10月23日認定)

大槻 文藏

(平成28年9月30日認定)

2 歌舞伎立役 河村 順之（芸名 中村 梅玉）

「歌舞伎立役」は、昭和 35 年 4 月 19 日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として寺嶋秀幸（芸名 尾上菊五郎）氏、片岡孝夫（芸名 片岡仁左衛門）氏が認定されている。現保持者に加えて、河村氏を保持者として「追加認定」するものである。



（河村 順之氏）



（演技中の河村氏）

（1）重要無形文化財「歌舞伎立役」について

歌舞伎は、江戸時代初頭に創始された演劇で、先行芸能を摂取しつつ独自の舞台芸術として発展を遂げ、演技・演出の面で数々の優れた特色を持つなど、芸術上特に価値が高く、芸能史上において特に重要な地位を占めるものである。

歌舞伎立役は、歌舞伎における男性役を演じるもので、荒事・和事・実事など幅広い役柄を含み、歌舞伎を成立させる上で欠くことのできない技法である。

（2）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 河村 順之（芸名 中村 梅玉）

生年月日 昭和 21 年 8 月 2 日（満 75 歳）

住 所 東京都中央区

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な歌舞伎立役の技法を高度に体現し、とりわけ和事味が必要な二枚目の役柄に優れた力量を示すほか、新歌舞伎の役においても高い評価を得ている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和30年に六世中村歌右衛門なかむらう た え も ん（昭和43年重要無形文化財「歌舞伎女かぶきおんながた方」
（各個認定）保持者）の養子となり、同31年の初舞台以来、幼少の頃から歌舞伎の
舞台経験を積んだ。昭和42年に八世中村福助ふくすけを襲名、立役の道へと進み、父のみな
らず諸先輩の薫陶を受けつつ、たゆまぬ研鑽を積んだ。平成4年には、江戸時代の
先祖三世中村歌右衛門はいみょうの俳名ばいぎよくである梅玉みょうせきの名跡を襲名し、現在に至る。

同人は歌舞伎立役の技芸の中でも、「勸進帳かんじんちょう」の源義経みなもとのよしつねなど品位や威厳ある
貴人の役に秀で、かつ常に品格や舞台上での行儀を重んずる点において後進の模範
となっている。とりわけ江戸歌舞伎狂言における「曾我の対面そが たいめん」の曾我十郎そがのじゅうろう、義太
夫狂言における「ひらかな盛衰記かじわらげん たかげすえ」の梶原源太景季など、和事味が必要な二枚目の
役柄を高度に体現している。さらには眞山青果まやませいか、岡本綺堂おかもときどう作品等近代の新歌舞伎に
おいても、優れたせりふ回しや端正な風姿、緻密な作品解釈によって卓抜した成果
を見せるなど、同人は歌舞伎立役の幅広い技法に長じ、高い評価を得ている。

また斯界の要職にあつて、後進の指導・育成及び歌舞伎の振興にも長年にわたり
尽力している。

以上のように、同人は、歌舞伎立役の技法を正しく体得し、かつこれに精通して
いるとともに、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

- 昭和30年 六世中村歌右衛門なかむらう た え も んの養子となる
同 31年 歌舞伎座「蜘蛛拍子舞くものひょうしまい」の福才ふくさい役にて、加賀屋福之助かが や ふくのすけを名乗り初舞台
同 42年 八世中村福助なかむらふくすけを襲名
同 47年 重要無形文化財「歌舞伎」（総合認定）保持者
平成2年 平成元年度（第46回）日本芸術院賞
同 4年 四世中村梅玉なかむらばいぎよくを襲名
同 19年 紫綬褒章
同 24年 公益社団法人日本俳優協会財務理事（現在に至る）
同 25年 日本芸術院会員
令和元年 一般社団法人伝統歌舞伎保存会副会長（現在に至る）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

荒川 清あらかわ きよし（芸名 三世 市川 左團次いちかわ さだんじ）

(昭和39年4月21日認定～同44年10月3日認定解除)

おおた しょうぞう (芸名 三世 市川 寿海)

(昭和 35 年 4 月 19 日指定・認定～同 46 年 4 月 3 日認定解除)

もりた としお (芸名 八世 坂東 三津五郎)

(昭和 48 年 4 月 5 日認定～同 50 年 1 月 16 日認定解除)

ふじま じゅんじろう (芸名 松本 白鸚)

(昭和 50 年 4 月 23 日認定～同 57 年 1 月 11 日認定解除)

はやし よしお (芸名 二世 中村 鴈治郎)

(昭和 42 年 4 月 10 日認定～同 58 年 4 月 13 日認定解除)

なみの せいじ (芸名 十七世 中村 勘三郎)

(昭和 50 年 4 月 23 日認定～同 63 年 4 月 16 日認定解除)

ふじま ゆたか (芸名 二世 尾上 松緑)

(昭和 47 年 4 月 17 日認定～平成元年 6 月 25 日認定解除)

かたおか ちよのすけ (芸名 十三世 片岡 仁左衛門)

(昭和 47 年 4 月 17 日認定～平成 6 年 3 月 26 日認定解除)

ばんどう まもる (芸名 十七世 市村 羽左衛門)

(平成 2 年 4 月 25 日認定～同 13 年 7 月 8 日認定解除)

わたなべ はじめ (芸名 五世 中村 富十郎)

(平成 6 年 6 月 27 日認定～同 23 年 1 月 3 日認定解除)

はやし こうたろう (芸名 坂田 藤十郎)

(平成 6 年 6 月 27 日認定～令和 2 年 11 月 12 日認定解除)

なみの たつじろう (芸名 中村 吉右衛門)

(平成 23 年 9 月 5 日認定～令和 3 年 11 月 28 日認定解除)

(現保持者)

てらじま ひでゆき (芸名 尾上 菊五郎)

(平成 15 年 7 月 10 日認定)

かたおか たかお (芸名 片岡 仁左衛門)

(平成 27 年 10 月 1 日認定)

3 ^{ながうたうた}長唄 ^{いしかわ}石川 ^{こういち}公一（芸名 ^{きねや}杵屋 ^{とうせい}東成）

「^{ながうたうた}長唄」は、昭和49年4月20日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として ^{きねややすひろ}杵家安廣（芸名 ^{きねやきさぶろう}杵屋喜三郎）氏、^{みやたてつお}宮田哲男氏が認定されている。現保持者に加えて、石川氏を保持者として「追加認定」するものである。



^{いしかわ} ^{こういち}
（石川 公一氏）



（上段左：演奏中の石川氏）

（1）重要無形文化財「長唄」について

長唄は、18世紀以降に歌舞伎音楽として発達し、その後、歌舞伎から離れた純粹の音楽としても展開した三味線音楽である。その表現は、^{おおざつまぶし}大薩摩節、^{ぶんごけいじょうり}豊後系浄瑠璃、^{じうた}地歌などを取り入れた多様な音楽性に特徴があり、数ある三味線音楽のなかでも、特に歌い物を代表する音楽として重要なものである。長唄の唄は、長唄三味線とともに長唄を成立させる上で欠くことのできないものである。

（2）保持者の認定について

① 保持者

氏名 ^{いしかわ}石川 ^{こういち}公一（芸名 ^{きねや}杵屋 ^{とうせい}東成）

生年月日 昭和24年4月24日（満73歳）

住所 大阪府大阪市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な^{ながうたうた}長唄の技法を高度に体現し、関東関西を問わず主要な舞台を数多く務めつつ力量を示しており、斯界を代表する一人として、重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は昭和 24 年、長唄三味線方初世杵屋勝禄きねやかつろくの長男として、大阪府に生まれた。双生児の弟（長唄三味線方の現 二世杵屋勝禄）とともに父に師事し、昭和 28 年大阪松坂屋ホールにて初舞台を踏んだ同人は、長唄唄方への道を進み、同 43 年には杵勝派七世家元杵屋勝三郎かつさぶろうから杵屋禄三ろくぞうの名を許された。昭和 42 年には大阪朝日座「勸進帳」かんじんちょうにて歌舞伎公演の初舞台、同 51 年には京都南座「高坏」たかつきにて歌舞伎公演の立唄たてうたを初めて務めるなど、同人は演奏会のみならず、歌舞伎公演や舞踊会における演奏も数多く務めながら研鑽に励み、長唄の唄の技法を高度に体現するに至った。平成 21 年には、二世杵屋勝三郎の俳号である東成の名を芸名としている。

伝統的技法に裏打ちされ、響きのある低音から伸びやかな高音まで幅広い音域を保持し、かつ細やかな節回しにも秀でた同人の演奏に対しては、演奏家のみならず、多くの歌舞伎俳優や舞踊家などからも厚い信頼が寄せられており、関東関西を問わず主要な舞台への依頼出演も数多く、今日に至っている。

また同人は斯界団体の要職にもあって、長年にわたり後継者養成に貢献している。

以上のように、同人は、長唄唄の技法を正しく体得し、かつ、これに精通していると同時に、その技法を高度に体現している。

④ 保持者の略歴

- 昭和 28 年 父・初世杵屋勝禄きねやかつろくに師事、大阪松坂屋ホールにて初舞台
- 同 42 年 大阪朝日座「勸進帳」かんじんちょうにて歌舞伎公演の初舞台
- 同 43 年 七世家元杵屋勝三郎かつさぶろうから杵屋禄三ろくぞうの名を許される
- 同 51 年 京都南座「高坏」たかつきにて初めて歌舞伎公演の立唄たてうたを務める
- 同 63 年 昭和 62 年度咲くやこの花賞
- 平成 17 年 歌舞伎座、坂田藤十郎喜寿記念「京鹿子娘道成寺」きょうがのこむすめどうじょうじの立唄を務める
- 同 21 年 二世杵屋東成とうせいを名乗る
- 同 22 年 財団法人杵勝会（現 一般財団法人杵勝会）副理事長（現在に至る）
- 同 24 年 第 47 回大阪市市民表彰（文化功労部門）
- 同 25 年 歌舞伎座新開場柿葺落「喜撰」こけらおとし きせんの立唄を務める
- 同 29 年 重要無形文化財「長唄」（総合認定）保持者
- 同 31 年 第 40 回松尾芸能賞優秀賞
- 令和 3 年 一般社団法人長唄協会理事兼関西支部長（現在に至る）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

よしずみ 吉住 きさぶろう 小三郎 (芸名 よしずみ 吉住 じきょう 慈恭)

(昭和31年4月24日指定・認定～同47年2月27日認定解除)

おおた 太田 しげじろう 重次郎 (芸名 よしむら 七世 芳村 いじゅうろう 伊十郎)

(昭和31年4月24日指定・認定～同48年9月20日指定・認定解除)

きねや 杵家 やすひこ 安彦 (芸名 きねや 十四世 杵屋 ろくざえもん 六左衛門)

(昭和49年4月20日指定・認定～同56年8月23日認定解除)

いしむら 石村 よしかず 義一 (芸名 ひよし 日吉 こさばち 小三八)

(昭和49年4月20日指定・認定～平成7年2月16日認定解除)

たかはし 高橋 うめこ 梅子 (芸名 きねや 杵屋 きとよ 佐登代)

(昭和62年4月20日認定～平成9年10月18日認定解除)

(現保持者)

きねや 杵家 やすひろ 安廣 (芸名 きねや 杵屋 きさぶろう 喜三郎)

(平成9年6月6日認定)

みやた 宮田 てつお 哲男

(平成10年6月8日認定)

II. 解説

〔（3）重要無形文化財の保持者の団体の構成員の追加認定（総合認定）〕

1 ^{ががく} 雅楽（^{くないちようしきぶしよくががくぶ} 宮内庁式部 職 楽部部員）

^{ががく}「雅楽」は、昭和 30 年 5 月 12 日に重要無形文化財に指定され、その保持者として ^{くないちようしきぶしよくががくぶ} 宮内庁式部 職 楽部部員が総合的に認定され、現在 25 名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、1 名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする 1 名は、雅楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「雅楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「雅楽」の保持者の団体の構成員（宮内庁式部職楽部部員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第 1 次認定	24 名	昭和 30 年 5 月 12 日
第 2 次認定	19 名	昭和 62 年 4 月 20 日
第 3 次認定	2 名	平成 5 年 4 月 15 日
第 4 次認定	4 名	平成 8 年 5 月 10 日
第 5 次認定	1 名	平成 11 年 6 月 21 日
第 6 次認定	2 名	平成 13 年 7 月 12 日
第 7 次認定	1 名	平成 16 年 9 月 2 日
第 8 次認定	2 名	平成 17 年 8 月 30 日
第 9 次認定	1 名	平成 19 年 9 月 6 日
第 10 次認定	1 名	平成 20 年 9 月 11 日
第 11 次認定	2 名	平成 21 年 9 月 2 日
第 12 次認定	2 名	平成 22 年 9 月 6 日
第 13 次認定	1 名	平成 25 年 9 月 26 日
第 14 次認定	1 名	平成 26 年 10 月 23 日
第 15 次認定	1 名	平成 30 年 9 月 25 日
第 16 次認定	1 名	令和 2 年 10 月 9 日
現保持者数	25 名	

②今回追加認定後の保持者数

26 名（延べ 66 名）

2 組踊くみおどり（一般社団法人伝統組踊保存会でんとうくみおどりほぞんかい会員）

「組踊くみおどり」は、昭和47年5月15日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人伝統組踊保存会でんとうくみおどりほぞんかい会員が総合的に認定され、現在72名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、12名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする12名は、組踊の技法を高度に体现し、重要無形文化財「組踊」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「組踊」の保持者の団体の構成員（一般社団法人伝統組踊保存会会員）として追加認定するものである。

（2）備考

①追加認定の経過

第1次認定	13名	昭和47年5月15日
第2次認定	32名	昭和61年4月28日
第3次認定	19名	平成9年6月6日
第4次認定	14名	平成13年7月12日
第5次認定	13名	平成20年9月11日
第6次認定	14名	平成27年10月1日
第7次認定	12名	令和元年10月25日
現保持者数	72名	

②今回追加認定後の保持者数

84名（延べ129名）

3 義太夫節ぎだゆうぶし（義太夫節保存会ぎだゆうぶしほぞんかい会員）

「義太夫節ぎだゆうぶし」は、昭和55年4月21日に重要無形文化財に指定され、その保持者として義太夫節保存会会員が総合的に認定され、現在26名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、2名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

（1）保持者の団体の構成員の追加認定

今回認定しようとする2名は、義太夫節の技法を高度に体现し、重要無形文化財「義太夫節」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「義太夫節」の保持者の団体の構成員（義太夫節保存会会員）として追加認定するものである。

(2) 備考

①追加認定の経過

第1次認定	30名	昭和55年4月21日
第2次認定	11名	昭和61年4月28日
第3次認定	8名	平成12年6月6日
第4次認定	10名	平成21年9月2日
第5次認定	4名	平成27年10月1日
第6次認定	4名	平成30年9月25日
現保持者数	26名	

②今回追加認定後の保持者数

28名（延べ69名）

4 リゅうきゅうぶよう 琉球舞踊（リゅうきゅうぶようほぞんかい 琉球舞踊保存会会員）

リゅうきゅうぶよう 「琉球舞踊」は、平成21年9月2日に重要無形文化財に指定され、その保持者と
リゅうきゅうぶようほぞんかい して琉球舞踊保存会会員が総合的に認定され、現在53名の保持者がいる。これらの
保持者に加えて、32名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

(1) 保持者の団体の構成員の追加認定について

今回認定しようとする32名は、リゅうきゅうぶよう 琉球舞踊の技法を高度に体现し、重要無形文化
財「リゅうきゅうぶよう 琉球舞踊」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「リゅうきゅう
ぶよう 琉球舞踊」の保持者の団体の構成員（リゅうきゅうぶようほぞんかい 琉球舞踊保存会会員）として追加認定するもので
ある。

(2) 備考

① 追加認定の経過

第1次認定	39名	平成21年9月2日
第2次認定	27名	平成29年10月2日
現保持者数	53名	

② 今回追加認定後の保持者数

85名（延べ98名）

Ⅲ. 参考

1. 重要無形文化財の指定制度及び保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体現者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

<認定の概要>

(1) 保持者

- ①各個認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している個人を認定。
- ②総合認定・・・重要無形文化財に指定されている芸能を2人以上の者が一体となって体現している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2. 指定・認定までの手続き

毎年1回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態等を踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体を認定。

3. 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者」及び「保持団体」の認定数

保持者（各個認定）

(1) 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者（各個認定）」の認定数

区 分	芸能の部		工芸技術の部		合計	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数	指定件数	保持者数
指 定 ・ 認 定 前	36	49	37	56	73	105
今回の指定・認定	2	5	—	—	2	5
指 定 ・ 認 定 後	38	54	37	56	75	110

(2) 「重要無形文化財保存特別助成金」の交付について

重要無形文化財保持者（各個認定）には、技の錬磨向上及び伝承者養成のための経費として、「重要無形文化財保存特別助成金」（1人年額200万円）を交付。

保持者（総合認定）及び保持団体

(1) 「重要無形文化財」の指定件数と「保持者の団体」数及び「保持団体」数

区 分	芸能の部		工芸技術の部	
	指定件数	保持者の団体数	指定件数	保持団体数
指 定 ・ 認 定 前	14	14	16	16
今回の指定・認定	0	0	0	0
指 定 ・ 認 定 後	14	14	16	16

(2) 上記団体には、伝承者養成のために必要な経費を補助。